

各位

株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインのMBOのための 公開買付けの結果について

インテグラル株式会社（以下、「当社」）は、当社及びその関連会社が運営するファンドがそれぞれ間接的に出資している株式会社TGTホールディングス（以下、「公開買付者」）を通じて、MBOすなわちマネジメント・バイアウトを目的として、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン（証券コード3319）に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」）を2025年5月16日より実施しておりましたが、同年7月3日をもって本公開買付けが終了しました。本公開買付の結果に関する詳細は、添付の公開買付者のプレスリリースをご参照下さい。

以上

インテグラルについて

インテグラル株式会社（代表取締役 山本礼二郎）は、日本国内の上場企業・未公開企業等を対象とした日本の独立系プライベート・エクイティ投資会社として、2007年9月に創業されました。インテグラルとは【積分、積み重ね】を意味しており、投資先企業の経営陣等とハートのある信頼関係を構築し、最高の英知を真に積み重ねてまいります。インテグラルは、自己資金・ファンド資金の両方を用いた独自のハイブリッド投資により、長期的視野に立ったエクイティ投資を行っております。投資後は『経営と同じ目線・時間軸』をもって投資先企業と共に歩み、企業価値向上支援チーム「i-Engine」による経営・財務の両面での最適な経営支援を行います。インテグラルは、投資先企業の発展を通じて社会に貢献し、【信頼できる資本家】たることを目指しております。

本件に関するお問い合わせ先

〒100-6610 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー10F
インテグラル株式会社
電話：03-6212-6100 FAX：03-6212-6099
URL：<https://www.integralkk.com>

2025年7月4日

各 位

会社名 株式会社 TGT ホールディングス
代表者名 代表取締役 水谷 謙作

**株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン（証券コード：3319）の株券等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社 TGT ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年5月15日、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン（証券コード：3319、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「（3）買付け等に係る株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義されます。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年5月16日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年7月3日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

尚、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である石坂信也氏（以下「石坂氏」といいます。）（所有株式数：3,241,200株、所有割合：17.73%）（注1、2）、対象者の第2位株主である株式会社ゴルフダイジェスト社（以下「GD社」といいます。）（所有株式数：1,750,000株、所有割合：9.57%）、対象者の第3位株主である株式会社モーターマガジン社（以下「MM社」といいます。）（所有株式数：1,600,000株、所有割合：8.75%）、対象者の取締役かつ第4位株主である木村玄一氏（所有株式数：1,150,000株、所有割合：6.29%）、対象者の第6位株主である木村正浩氏（所有株式数：800,000株、所有割合：4.38%）（以下、石坂氏、GD社、MM社、木村玄一氏及び木村正浩氏を併せて「本不応募合意株主」といい、本不応募合意株主が所有する対象者株式合計8,541,200株（所有割合：46.73%）を「本不応募合意株式」といいます。）、インテグラル株式会社及びその関連会社が運営するファンドは、2025年5月15日付でMB0覚書を締結しており、本不応募合意株主が本不応募合意株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2025年5月15日に公表した「2025年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（18,274,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（ただし、株式給付信託（以下「BBT」といいます。）の信託財産として、BBTの受託者であるみずほ信託銀行株式会社が所有する対象者株式（67,600株）を控除しております。以下、自己株式数の記載において同じで

す。) (393株) を控除した株式数 (18, 273, 607株) に、対象者から2025年3月31日現在残存するものと報告を受けた2021年度新株予約権及び2023年度新株予約権計55個の目的となる対象者株式の合計 (5, 500株) を加算した株式数 (18, 279, 107株) (以下「潜在株式勘案後本基準株式数」といいます。) に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。) をいいます。なお、本新株予約権のうち、2024年度新株予約権については、行使期間の初日が2026年7月23日であり、本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付け期間」といいます。) 中に、2024年度新株予約権が行使され、対象者株式が2024年度新株予約権の所有者に対して発行又は移転されることを想定していないため、2024年度新株予約権1, 975個の目的となる株式数 (197, 500株) は潜在株式勘案後本基準株式数に加算しておりません。

(注2) 2025年3月31日現在における本新株予約権の個数は、2021年度新株予約権35個 (目的となる株式数: 3, 500株)、2023年度新株予約権20個 (目的となる株式数: 2, 000株)、2024年度新株予約権1, 975個 (目的となる株式数: 197, 500株) であり、合計2, 030個 (目的となる株式数: 203, 000株) です。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社 TGT ホールディングス
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

(2) 対象者の名称

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

(i) 2021年4月22日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権 (以下「2021年度新株予約権」といいます。) (行使期間は2023年4月23日から2031年4月22日まで)

(ii) 2023年4月27日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権 (以下「2023年度新株予約権」といいます。) (行使期間は2025年4月28日から2033年4月27日まで)

(iii) 2024年7月23日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「2024年度新株予約権」といい、2021年度新株予約権、2023年度新株予約権及び2024年度新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2026年7月23日から2034年7月22日まで）

(注) 対象者は、本日現在において、普通株式以外にA種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）60,000株を発行しておりますが、本優先株式は議決権のない株式であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式であるため、法第27条の2第1項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第6条第1項に定める「株券等」に含まれない有価証券を規定した発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第2条第1号に該当し、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号に定める全部勧誘義務の対象とならないため、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘はしていません。

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,935,407 (株)	3,599,800 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,599,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,599,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付け期間末日までに、本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(注5) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付け者が買付け等を行う対象者株式の最大数（9,935,407株）を記載しております。なお、当該最大数は、潜在株式勘案後本基準株式数（18,279,107株）に対象者から2025年3月31日現在残存するものと報告を受けた2024年度新株予約権（1,975個）の目的となる対象者株式数（197,500株）を加算した数（18,476,607株）から、本不応募合意株式の数（8,541,200株）を控除した株式数です。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年5月16日（金曜日）から2025年7月3日（木曜日）まで（35営業日）

- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき、金 430 円
② 本新株予約権
2021 年度新株予約権 1 個につき、金 1 円
2023 年度新株予約権 1 個につき、金 1 円
2024 年度新株予約権 1 個につき、金 1 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,599,800 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（6,582,812 株）が買付予定数の下限（3,599,800 株）以上となりましたので、公開買付開始公告（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせにより訂正された事項を含みます。以下同じです。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 7 月 4 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	6,582,812 株	6,582,812 株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	6,582,812 株	6,582,812 株

(潜在株券等の数の合計)	(一株)	(一株)
--------------	------	------

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	85,454 個	(買付け等前における株券等所有割合 46.25%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	65,828 個	(買付け等後における株券等所有割合 35.63%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	85,412 個	(買付け等後における株券等所有割合 46.23%)
対象者の総株主の議決権の数	182,658 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2025 年 3 月 26 日に提出した第 26 期有価証券報告書に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後本基準株式数（18,279,107 株）に対象者から 2025 年 3 月 31 日現在残存するものと報告を受けた 2024 年度新株予約権（1,975 個）の目的となる対象者株式数（197,500 株）を加算した数（18,476,607 株）に係る議決権数（184,766 個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日

2025 年 7 月 10 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代

理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者株式は、現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得することを企図しております。公開買付者は、対象者の株主を公開買付者及び石坂氏を除く本不応募合意株主のみとするため、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。本株式併合が実行される場合には、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 TGT ホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上